

令和7年度

任期付短時間勤務職員採用選考

【 学芸員 】

募 集 案 内

白 井 市

# 任期付短時間勤務職員採用選考（学芸員）

## 1. 採用の目的

白井市では、郷土資料館における文化財・歴史資料に関する専門的業務の継続と質の確保を図るため、白井市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び同規則の規定に基づいて、任期を定め、かつ、短時間勤務（週23.25時間勤務）の学芸員の採用を行います。

## 2. 採用予定人数、職種及び任期等

採用予定人数	1名
職種	学芸員
任期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※任期を更新する場合があります。
勤務日	3日／週（火曜日～日曜日）
勤務時間	（23.25時間／週）
勤務場所	郷土資料館（白井市文化センター）

## 3. 応募資格

- ・博物館法に基づく学芸員の資格を有すること
- ・大学又は大学院において文化財（日本考古学）に関する専門課程を修了していること
- ・博物館等での5年以上の実務経験
- ・自動車運転免許

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 4. 応募方法

(1) 「任期付短時間勤務職員採用選考応募書（学芸員）」に必要事項を記入し、郵送又は直接、白井市総務部人事課まで提出してください。

「任期付短時間勤務職員採用選考応募書（学芸員）」は、白井市役所総務部人事課で交付又は郵便でも請求できます。（郵送を希望する場合は、封筒の表に「任期付短時間勤務職員採用選考応募書請求」と朱書きのうえ、110円切手を貼付した返信用封筒（定形）に宛名を明記し同封して請求してください。）

また、市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 身体障害者の方は、申込時に身体障害者手帳を持参又は写しを郵送してください。

## 5. 受付期間

令和8年1月26日（月）まで（必着）

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日・日曜日及び祝日は閉庁のため、受付は行いません。）

※受付期間中に応募が無かった場合は、その後は隨時募集します。

## 6. 選考の方法及び内容

(1) 第1次選考（書類選考）

「選考応募書」により、受験資格、志望理由等についての関心・課題・意見等から基本的な能力や知識などについて評価します。

(2) 第2次選考（面接選考）

学芸員としての職務遂行能力並びに積極性、責任感など社会人としての基礎的能力や人柄等について評価します。

## 7. 職位及び給与

(1) 職位 学芸員（行政職＜1＞1級職）

(2) 給与

① 初任給

単位:円

職 級	給料表号給	給料月額	地域手当	合 計
上級職 (大卒程度)	行政職(一) 1級25号給	139,200	8,352	147,552

（令和8年1月末現在）

※ 初任給は、年齢によって区分され、一定の経験を有する者は、一定基準で算出した経験年数を加算し、上位の給料月額に決定します。

② 諸手当

通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等を給与条例に基づいて支給します。

## 8. 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分で、週3日勤務になります。業務の状況などにより1日の勤務時間を超える勤務（時間外勤務）があります。

※時間外勤務を行った場合は、別途「時間外勤務手当」が支給されます。

(2) 有給休暇

① 年次休暇 年度12日以内

② 特別休暇 忌引、介護休暇等が整備されています。

## 9. その他

採用に関する不明な点等については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒270-1492

千葉県白井市復1123番地

白井市役所 総務部 人事課

電話：047-492-1111（代）